# 夜間対応型訪問介護の指定に係る確認事項

介護保険法による夜間対応型訪問介護を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人居宅生活支援事業」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるにあたって、介護保険法により人員基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められる場合は、事業を行おうとする建物の改修・建築の前に、これらの基準に適合しているかを事前協議において確認し、地域密着型サービス運営員会に諮る必要があります。

## 1　事業計画

介護事業の計画にあたっては、介護保険法の他、厚生労働省令等で定める「基準」及び、大阪市の「基準を定める条例」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

①　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日　厚生労働省令第 34 号）

②　大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（平成 25 年 3 月 4 日　大阪市条例第 27 号）

③　大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針（平成 18 年 3 月 20 日制定）

## 2　事業（サービス）の概要

①　地域密着型サービスとは

・地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態等になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設され介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等（保険者）の住民（被保険者）のみとなる。

②　夜間対応型訪問介護は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心しその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。

## 3　施設の種類　提供するサービス

※要介護の方のみを対象にしたサービスです。

①　定期巡回サービス　訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

②　随時訪問サービス　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

## 4　人員及び設備に関する基準について

（１）　人員に関する配置基準

| 職種 | 資格要件 | 人員配置基準等 |
|---|---|---|
| 管理者 | なし | 専らその職務に従事する常勤の者１名。 |
| オペレーター | 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 | ・提供時間帯を通じて１以上確保されるために必要な数以上<br>・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員。<br>ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者のサービス提供責任者は３年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができる。<br><br>・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能。 |
| 訪問介護員等（定期巡回） | 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修、訪問介護員１級、訪問介護員２級 | ・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上<br>・利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターが定期巡回サービスに従事することができる。 |
| 訪問介護員等（随時訪問） | | ・常時、専ら随時訪問サービスの提供に当る訪問介護員が１以上確保されるために必要な数以上（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。）<br>・夜間・深夜・早朝の時間帯（午後6時から翌朝8時まで）についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。 |
| 面接相談員 | オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有するものを配置するように努めることが必要 | ・必要と認められる数<br>・オペレーター、訪問介護職員や管理者が従事することも可能。 |

【注】①「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

②「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本）に達していることをいいます。

③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置あるいは、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことができます。

（２） 設備に関する基準等

| 設備 | 内容 |
|---|---|
| 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画 | ・事業運営を行うために必要な専用面積を確保<br>・専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切り等で区画が明確に区分されているか、区画が明確に特定されていて業務に支障がない場合は、他の事業と同一の事務室であっても差支えない |
| 相談スペース | ・相談等の対応する適切なスペースを確保<br>(遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること) |
| ケアコール端末等 | ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるもの<br>・利用者が援助を必要とする時にボタンを押す等により簡単にオペレーターにつながるもの。<br>※利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料の費用の徴収は認められない。<br>なお、利用者宅から事業所への通報にかかる通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきもの |
| その他 | ・夜間対応型訪問介護を実施するために必要な設備・備品<br>・手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備・備品 |

夜間対応型訪問介護事業開始にあたっての検討項目

| 検　討　項　目 | 検　討　す　べ　き　内　容 |
|---|---|
| 建物の確保 | ○開設予定地の状況（立地条件検討）<br>**競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境**（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。）<br>○建物の確保方法　**新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模**<br>《他のサービス・別事業の可否についても検討》 |
| 収支算定 | ○建物（設備）に要する費用<br>**建設コスト（新築・改築）**《賃借も改修コスト算定は必要》、**設備取得コスト**<br>《賃借の場合は保証金等についても考慮》<br>○運営経費<br>**人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済**<br>○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要）<br>**介護報酬、利用者負担** |
| 資金確保 | ○初期投資費用<br>**建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費）**<br>○運転資金<br>**少なくとも運営経費の３ヶ月分**（介護報酬の請求支払いのタイムラグ）<br>※自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。 |
| 人材確保 | ○要資格者の確保<br>・管理者……資格要件なし<br>・オペレーター……看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員。看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員。<br>ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者のサービス提供責任者は３年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができる。<br>・訪問介護員等……介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修、訪問介護員１級、訪問介護員２級<br>○その他従業者の確保<br>※既に人材を確保できている人材と確保予定の人材の状況を明確にすること。 |
| 事業運営主体 | ○法人格の確保（取得）<br>**新規設立法人又は既存法人のいずれも可能**<br>○法人事業への当該事業の位置づけ<br>**定款等の事業目的に当該事業が記載されている**（許認可、変更登記等の手続発生）<br>夜間対応型訪問介護の場合の記載例：介護保険法に基づく地域密着型サービス又は介護保険法に基づく夜間対応型訪問介護事業 |

建物に関する留意事項

○建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。
○新築は、申請法人所有、賃借を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。
○改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、計画調整局建築確認課と事前に相談してください。その結果を「（協議様式3）計画調整局建築確認課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）のうえ、事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
○「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、所轄消防署と事前に相談し、受理、検査が確認できるものであること。
改修の場合は、事前相談の結果を「（協議様式4）消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。
○開業スペースは介護サービス事業を行う運営法人が占有できるスペースでないと指定できません。有料老人ホームなどで有料の運営法人と介護サービス事業を行う運営法人が異なる場合で、有料老人ホームが管理しなければならない設備等（火災報知器など）が介護サービス事業所内にある場合は指定できません。また有料の法人職員は介護サービス事業所へ立ち入ることはできませんのでご注意ください。